

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

■目的・一般原則等

厚生労働省令	条項	区分	西東京市における基準・指針の内容(現行)	市の考え方	西東京市学童クラブ連絡協議会の質問と要望事項
最低基準の目的	2条	参酌	<p>【ガイドライン】</p> <p>1. 指針 児童福祉法に基づく子育て支援事業を促進するため、児童の健全な育成に資する、放課後児童健全育成事業を実施する。</p> <p>2. 目的 小学校等に就学し、放課後帰宅しても保護者の労働、疾病等の理由により、昼間家庭にいない場合、保護者に代わって学童クラブにおいて生活の場を確保し、適切な遊びや指導をおこなうことで、心身の健全な育成を図ることを目的とする。</p> <p>【西東京市学童クラブ事業運営実施要綱】</p> <p>第1 目的 この要綱は、西東京市学童クラブに関する規則(平成22年西東京市規則第19号)第2条の規定に基づき、小学校に就学し、放課後帰宅しても保護者の労働、疾病等の理由により、適切な監護を受けられない児童を、一定時間組織的に指導することにより、児童の放課後の危険防止及び健全育成を図るための事業(以下「学童クラブ」という。)を行い、もって児童に健全な遊びと正しい生活の習慣を身につけさせることを目的とする。</p>	国基準の通り	<p>【西東京市学童クラブ事業運営実施要綱】第1目的にある、「児童に健全な遊びと正しい生活の習慣を身につけさせることを目的とする」は削るべきではない。</p> <p>また、正しい生活習慣とは、【西東京市学童クラブ事業運営に関するガイドライン】2. 目的にある、「保護者に代わって学童クラブにおいて生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことで、心身の健全な育成を図ることを目的とする。」としてより具体的に明記すべきと考える。</p>
最低基準の向上	〇3条1 〇3条2	参酌		国基準の通り	
最低基準と放課後児童健全育成事業者	〇4条1 〇4条2	参酌		国基準の通り	
放課後児童健全育成事業の一般原則	5条1	参酌	<p>【ガイドライン】</p> <p>3. 対象児童 市内に在住し、小学校等に在学中のおおむね10歳未満〔(4年生)(障害児は6年生)〕の児童。</p> <p>【西東京市学童クラブに関する規則】</p> <p>第2条 学童クラブの対象者は、市内に居住し、小学校に就学しているおおむね10歳未満(心身に障害がある児童で、市長が必要と認めるもの)であつて、13歳未満)の児童であつて、その保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、適切な監護を受けられないものとする。</p> <p>(1) 就労を常態としていること。 (2) 長期にわたり疾病の状態にあり、又は精神若しくは身体に障害を有していること。 (3) 求職活動中又は就労に伴う準備として技能習得に当たっていること。 (4) 原則として出産予定日の6週間前の日から出産の日後8週間を経過する日までの期間内にあること。 (5) 育児休業を取得している場合で、出産後1年以内にあること。 (6) 震災、風水害、火災その他の災害により被害を受け、その復旧に当たっていること。 (7) その他市長が特に認める状態にあること。</p> <p>【西東京市学童クラブ事業運営実施要綱】</p> <p>第2 対象児童 学童クラブは、市内に居住し、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童(以下「児童」という。)を対象とする。ただし、次に掲げる児童を除く。 (1) 感染症又は悪性の疾患を有する児童 (2) 心身が虚弱で指導に耐えられないと認められる児童</p>	記載なし	<p>【西東京市学童クラブ事業運営実施要綱】第2対象児童では、「市内に在住し、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童を対象とする」とあり、【西東京市学童クラブ障害児指導実施要綱】第2対象児童(1)では、「おおむね13歳未満の児童」とあり、厚生労働省令には「小学校に就学している児童」と示しているが、市として対象児童をどのように考えるのか、お聞かせください。</p>
	5条2	参酌	事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない	国基準の通り	
	5条3	参酌	事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	国基準の通り	
	5条4	参酌	事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。	国基準の通り	
	5条5	参酌	事業を行う場所の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	国基準の通り	
非常災害対策	〇6条1 〇6条2	参酌	<p>【ガイドライン】</p> <p>5. 施設規模等</p> <p>④施設には、安全確保対応として、緊急通報装置、機械警備装置等を設置する。</p> <p>10. 研修等</p> <p>②児童の安全確保について、安全管理マニュアル等を基本に、事故防止対応・事故発生時の緊急体制の仕組み等の研修。</p> <p>③火災・地震等について、計画的に避難訓練等実施。</p> <p>④庁内安全衛生委員会・児童青少年部安全対策委員会等と連携し、児童及び職員等の安全確保に努める。(施設点検やマニュアルの見直しなどを積極的に行う)</p>	国基準の通り	<p>【西東京市学童クラブ事業運営に関するガイドライン】5施設規模等④にある、「緊急通報装置、機械警備装置等を設置する」は削るべきではない。また、現行取り組んで頂いている非常用食料や飲料水の備蓄について記載を求めます。</p>

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

■目的・一般原則等

厚生労働省令		条項	区分	西東京市における基準・指針の内容(現行)	市の考え方	西東京市学童クラブ連絡協議会の質問と要望事項	
職員	職員の一般的要件	健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	7条	参酌		国基準の通り	
	職員の知識及び技能の向上等	常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	8条1	参酌		国基準の通り	
		事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	8条2	参酌	【ガイドライン】 10. 研修等 ①嘱託・臨時職員の資質向上に向け、計画的に研修を実施。	国基準の通り	最低でも現行通りの「計画的な研修の実施」の継続を求めます。
利用者を平等に取り扱う原則	事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。	11条	参酌		国基準の通り		
虐待等の禁止	職員は、利用者に対し、虐待その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	12条	参酌		国基準の通り		
衛生管理等		事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	13条1	参酌		国基準の通り	
		事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	13条2	参酌		国基準の通り	
		事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	13条3	参酌		国基準の通り	
秘密保持等	○職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ○事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	○16条1 ○16条2	参酌	【ガイドライン】 7. 運営・職員体制 ⑥個人情報保護に関する留意事項について、遵守して指導にあたる。	国基準の通り		
帳簿	事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。	15条	参酌	【西東京市学童クラブ事業運営実施要綱】 第7 帳簿 学童クラブの実施場所には、次の帳簿を備えるものとする。 (1) 育成日誌 (2) 児童出席簿 2 市には、次の帳簿を備えるものとする。 (1) 児童台帳 (2) 学童クラブ児童登録簿	国基準の通り	どの条文に位置づけるかは別にして、【西東京市学童クラブ事業運営実施要綱】7帳簿にある、「育成日誌、児童出席簿、児童台帳、学童クラブ児童登録簿」は、生活の場としての学童保育に欠かせないものと考え、条例に位置づけるよう求めます。	
苦情への対応	○事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ○事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ○事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。	○17条1 ○17条2 ○17条3	参酌		国基準の通り		

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

厚生労働省令		条項	区分	西東京市における基準・指針の内容(現行)	市の考え方	西東京市学童クラブ連絡協議会の質問と要望事項	
施設・設備	設備の基準	遊び及生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下「専用区画」という。)、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	9条1	参酌	【ガイドライン】 4. 位置及び定員 学童クラブ事業は、児童館等に設置された育成室及び付属施設(これらを学童クラブという)で行い、その位置及び定員は、別表のとおり。 5. 施設規模等 ①総合計画の基、順次計画的に学童クラブ施設整備を図る。 【西東京市学童クラブ事業運営実施要綱】 第5 設備等 学童クラブの実施場所には、机、いす、楽器、黒板、図書及び遊具を備える。	国基準の通り	厚生労働省令にある「区画」とは、「専用の部屋または専用のスペース」であると考え、「遊びおよび生活の場」とは、安心・安全で静かに過ごせる場をいうものであり、体育館など、体を動かさず遊びや活動を行う場とは区別すべきと考える。
		専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。	9条2	参酌	【ガイドライン】 5. 施設規模等 ②施設等は、児童一人概ね2.0㎡程度(定員)の規模を原則とする。	国基準の通り。 市ガイドライン規定(おおむね2.0㎡)は変更なし。	【西東京市学童クラブ事業運営に関するガイドライン】5施設規模等 「②施設等は、児童一人概ね2.0㎡程度(定員)の規模を原則とする」にあるとおりと考える。
		専用区画並びに設備及び備品等は、開所時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。(ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。)	9条3	参酌	【ガイドライン】 5施設規模等 ③施設には、児童が必要なロッカー等の整備を整える。	国基準の通り	厚生労働省令()内はあえて記載することは不要と考えるが、記載するのは、何を想定しているのか、考えをお聞かせください。
		専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。	9条4	参酌	【ガイドライン】 5施設規模等 ④施設には、安全確保対応として、緊急通報装置、機械警備装置等を設置する。	国基準の通り	
職員	職員の資格	事業者は、事業所ごとに放課後児童支援員(有資格者)を置かなければならない。	10条1	従うべき基準		国基準の通り	
		放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するものであって、都道府県が行う研修を修了したものでなければならない。 ①保育士 ②社会福祉士 ③高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの ④幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 ⑤大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑥大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への入学が認められた者 ⑦大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑧外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑨高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認められたもの	10条3	従うべき基準	【西東京市学童クラブ指導員設置及び取扱要綱】 第3 資格等 市長は、次のいずれかに該当する者の中から嘱託員を任用するものとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校若しくは幼稚園の教諭となる資格、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する保育士の資格又は社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)に規定する社会福祉士の資格を有する者 (2) 厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)第17条に規定する地方厚生局長又は同法第19条に規定する地方厚生支局長の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 (3) 学校教育法第90条第1項に規定する大学に入学することのできる者又は同条第2項の規定により大学の入学を認められた者であって、児童福祉法第21条の9に規定する放課後児童健全育成事業に2年以上従事したもの(臨時的に任用された期間又はこれに相当する期間を除く。) (4) 次のいずれかに該当する者であって、市長が適当と認められたもの ア 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 イ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて、修士課程又は博士課程を修了した者	国基準の通り。 嘱託員設置要綱に資格要件規定あり。 ⑥は新たな規定	
		放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。)をもってこれに代えることができる。	10条2	従うべき基準	【ガイドライン】 7運営・職員体制 ②1施設原則、嘱託職員(有資格者)3名を配置。 【西東京市学童クラブ事業運営実施要綱】 第6 職員 学童クラブには、3名の職員(以下「指導員」という。)を置くものとする。ただし、必要に応じて変更することができる。	学童クラブ事業要綱(学童クラブには3名の職員を置く)は変更なし。	【西東京市学童クラブ事業運営に関するガイドライン】7運営・職員体制 「②1施設原則、嘱託職員(有資格者)3名を配置」にあるとおりと考える。
放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が二十人未満の事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	10条5	従うべき基準	【ガイドライン】 ③児童の安全確保に対応するため、必要に応じて適切な臨時職員(障害児指導補助・定員超過対応・週休補助員・土曜補助員等)を配置。	国基準の通り	【厚生労働省令】10条5「ただし、利用者が二十人未満の事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。」は不要と考える。現行、在籍数の少ない西原学童クラブにおいても3名配置いただいています。臨時職員(障害児指導補助・定員超過対応・週休補助員・土曜補助員等)について明記するよう求めます。特に障害児指導補助については、基準を含め定めるべきと考える。		

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

厚生労働省令		条項	区分	西東京市における基準・指針の内容(現行)	市の考え方	西東京市学童クラブ連絡協議会の質問と要望事項
児童	集団の規模	10条4	参酌	【ガイドライン】 5施設規模等 ⑤ 原則、一定期日までの申込児童を全員受入する。	国基準の通り。 一定の支援(40人)とは、 集団の規模であり。施設の定員ではない。	子どもが落ち着いて安心して生活できる保育が実施可能な規模は最低40人と考える。これを超える場合は、今年度実施頂いた中町学童・ひばり北学童と同様に支援の単位を分割し、職員配置・施設・設備の用意を求めます。
運営	開所日数	18条2	参酌	【ガイドライン】 6指導時間 ③ 事業運営は、月曜日から土曜日(日・祭日・年末年始除く)まで	国基準の通り	
	開所時間	18条1	参酌	【ガイドライン】 6指導時間 ① 通常は、下校から午後6時まで ② 学校休業日は、午前8時30分から午後6時まで 【西東京市学童クラブ事業運営実施要綱】 第4 指導時間 学童クラブの指導時間は下校時から午後6時までとし、学校休業日は午前8時30分から午後6時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。	国基準の通り 児童館条例は変更なし (利用時間：下校から午後6時、学校休業日は、午前8時30分から午後6時、休館日：日曜日、祝日、年末年始)	学校休業日は8時15分開所を試行実施いただいています。毎年要望している通り、本格実施と対象日の拡大を要望します。
	保護者との連絡	19条	参酌	【ガイドライン】 9指導 ② 保護者と連携(連絡帳・各施設たより発行・保護者会開催・保護者共催行事等)	国基準の通り	【西東京市学童クラブ事業運営に関するガイドライン】9指導 にあるとおり、現行の運営の継続を求めます。
	運営規定	14条	参酌		国基準の通り	
	関係機関との連携	20条	参酌	【ガイドライン】 9指導 ③ 小学校等の連携(必要に応じた懇談会・連絡会等の情報交換等) ④ 地域子育て支援関係団体等の連携・協力(帰宅時の児童安全確保依頼等)	国基準の通り	連携の対象が狭められないように求めます。
	事故発生時の対応	21条1 21条2	参酌 参酌		国基準の通り 国基準の通り	

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

■附則

厚生労働省令	条項	区分	西東京市における基準・指針の内容(現行)	市の考え方	西東京市学童クラブ連絡協議会の質問と要望事項
職員の経過措置	この省令の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする	附則2条	従うべき基準	-	国基準の通り
西東京独自			<p>【ガイドライン】</p> <p>7運営・職員体制</p> <p>①各ブロック(小学校地域割り)の児童館職員の指導助言の下、運営。</p> <p>④事務業務等の基本的事項の手順やサービスの一定化を図り、学童クラブの一定水準を確保する。</p> <p>⑥障害児には、必要に応じてスーパーバイザー(障害児専門指導)の巡回指導を実施。</p> <p>⑦夏季限定学童クラブ事業を実施し、長期の学校休業期間の居場所を確保。</p>	-	<p>【西東京市学童クラブ事業運営に関するガイドライン】7運営・職員体制は保育の質を担保するため、条例に反映させることを求めます。なお、嘱託職員制度の大前提が、児童館職員が上位組織となり、管理者である事だと認識しています。お考えをお聞かせ下さい。</p> <p>また、学童クラブの支援単位はおおむね40人以下とする事により、管理単位が増えることとなります。今後、児童館の役割が重要になると考えますが、現在西東京市では施設の適正配置計画によって、児童館の統廃合が検討・実施されています。逆行した施策になるとは思いますが、お考えをお聞かせください。</p>
			<p>【ガイドライン】</p> <p>8育成料等</p> <p>①学童クラブを利用する場合、原則、育成料及び間食費(実費負担)を負担する。ただし、特別の理由がある場合、育成料等の減額等ができる。</p> <p>【西東京市学童クラブに関する規則】</p> <p>第11条 市長は、育成料等を次に定めるところにより減額し、又は免除することができるものとする。</p> <p>(1) 児童が生活保護法(昭和25年法律第144号)の被保護世帯(単給世帯を含む。)に属する場合 免除</p> <p>(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者が児童の保護者のいずれかである場合 免除</p> <p>(3) 児童が市民税・都民税非課税世帯(間食費については、ひとり親家庭の世帯に限る。)に属する場合 免除</p> <p>(4) 市長が別に定めるところにより就学援助費の支給を受けている者が児童の保護者のいずれかである場合 育成料を免除</p> <p>(5) 児童が月の16日以後に学童クラブに入会した場合又は月の15日以前に学童クラブを退会した場合 当該入会又は退会した月分の育成料等の2分の1の額の減額</p> <p>(6) 児童が第8条に規定する休会届を提出した場合 免除</p> <p>(7) 児童が、アレルギー疾患等により、学童クラブが提供する間食を食べることができず、間食費を納付しないことが適当であると市長が認めた場合 間食費の免除又は市長が必要と認めた額の減額</p> <p>(8) その他育成料等を納付することが困難であると市長が認めた場合 免除又は市長が必要と認めた額の減額</p>	-	育成料の考え方をお聞かせください。また、値上げ実施の場合は保育の質の向上を求めます。
			<p>【西東京市児童館条例】</p> <p>第6条 館の使用料は、無料とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、学童クラブに入会した児童の保護者は、児童1人につき次に掲げる毎月の育成料及び間食費(以下「育成料等」という。)を納付しなければならない。ただし、同一世帯から2人以上の児童が学童クラブに入会している場合における2人目以降の児童1人当たりの育成料は、半額とする。</p> <p>(1) 育成料 4,000円</p> <p>(2) 間食費 間食に要する実費相当額(育成料等の減額等)</p> <p>第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、育成料等を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 既に納入された育成料等は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>	-	育成料の考え方をお聞かせください。また、値上げ実施の場合は保育の質の向上を求めます。
			<p>【ガイドライン】</p> <p>9指導</p> <p>①年間・月間指導計画、デイリープログラムに沿って指導</p> <p>【西東京市学童クラブ事業運営実施要綱】</p> <p>第8 報告</p> <p>指導員は、子育て支援部児童青少年課長に次に掲げる事項を報告しなければならない。</p> <p>(1) 毎月の育成日誌及び学童クラブ状況報告書による指導状況</p> <p>(2) 前号のほか、学童クラブに関し重要又は異例に属する事項</p>	-	保育の質を担保するために、【西東京市学童クラブ事業運営に関するガイドライン】9指導 および、【西東京市学童クラブ事業運営実施要綱】第8報告 を条例に位置づける事を求めます。